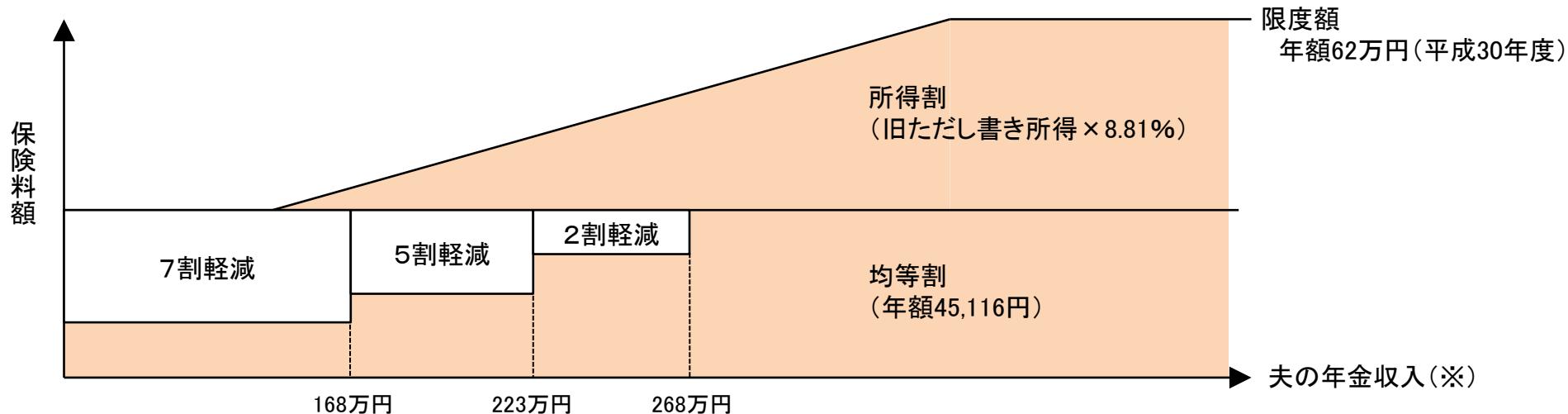


後期高齢者医療の保険料について

- 被保険者が負担する保険料は、条例により後期高齢者医療広域連合が決定し、毎年度、個人単位で賦課される(2年ごとに保険料率を改定)。
- 保険料額は、①被保険者全員が負担する均等割と、②所得に応じて負担する所得割で構成される。
※平成30・31年度全国平均保険料率 均等割 45,116円／所得割率 8.81%
- 世帯の所得が一定以下の場合には、①均等割の7割／5割／2割を軽減する。
- 元被扶養者(※)については、75歳に到達後2年間に限り、所得にかかわらず、①均等割を5割軽減している。また、②所得割は賦課されない。
※ 後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者(被用者の配偶者や親など)であった者

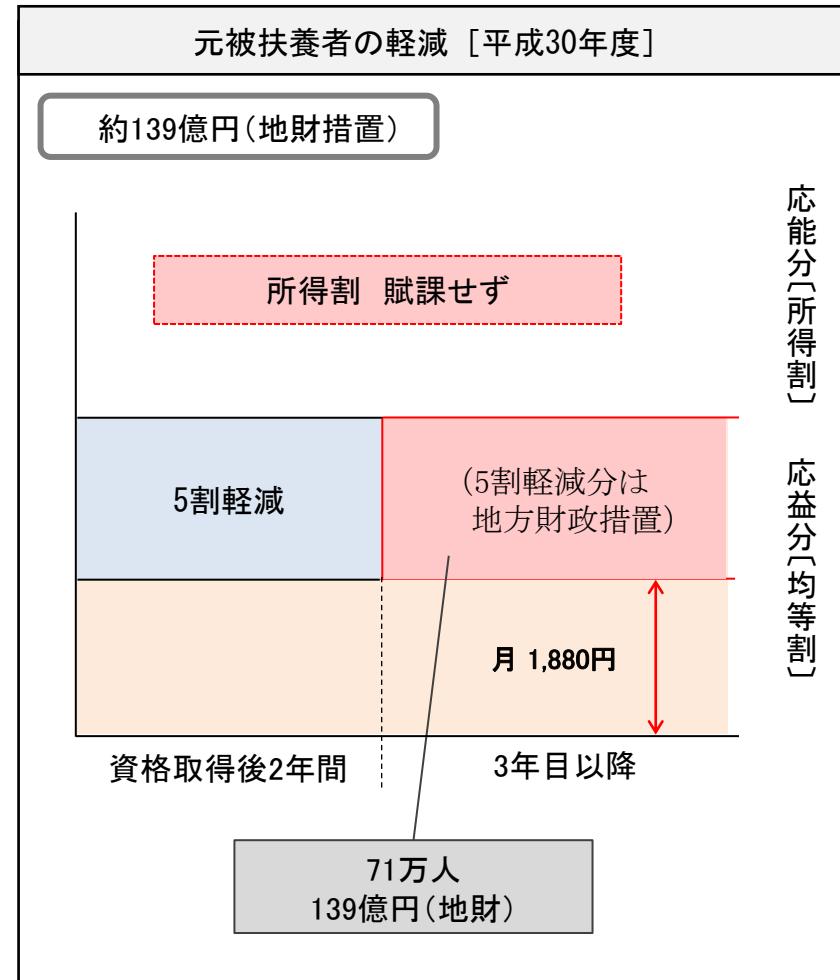
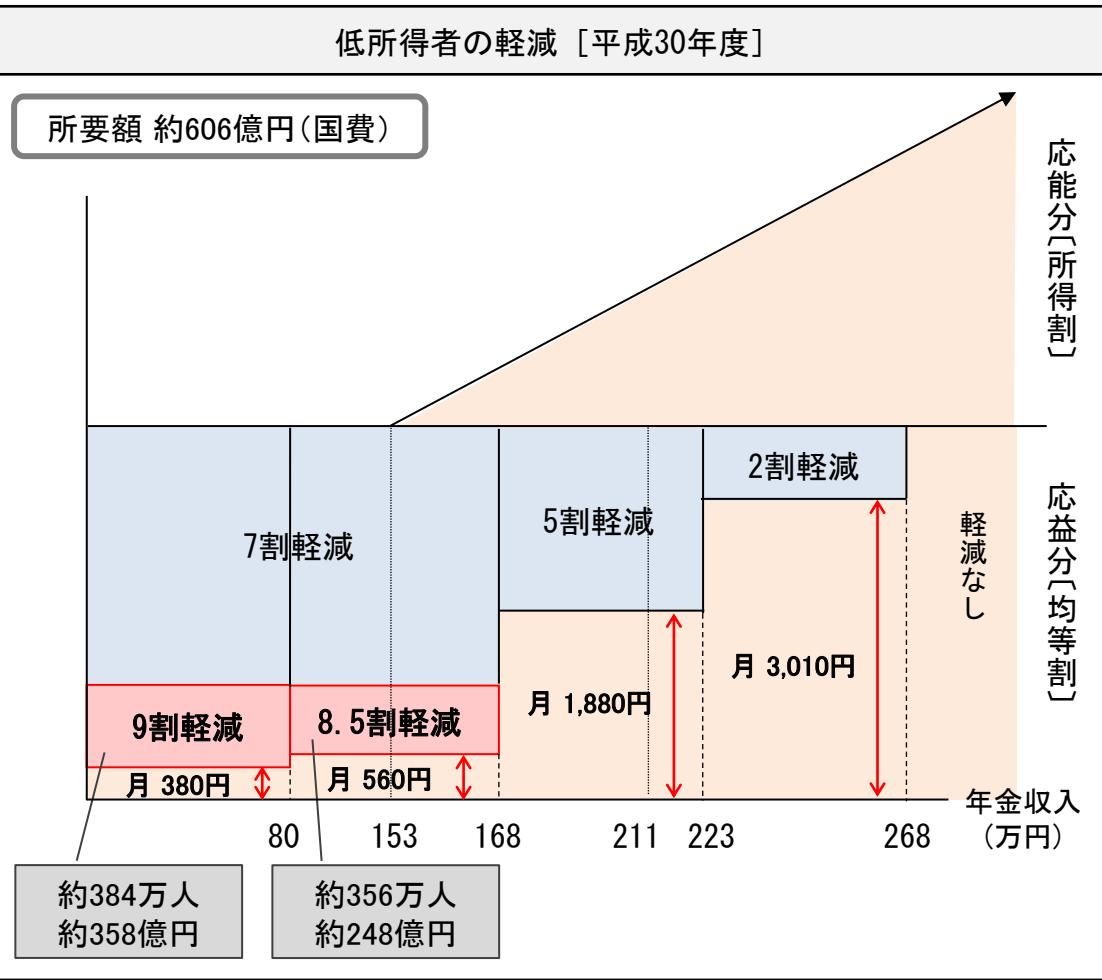


均等割の軽減割合	対象者の所得要件(平成30年度)	年金収入額の例	
		夫婦2人世帯(※)	単身世帯
7割軽減	33万円以下	168万円以下	168万円以下
5割軽減	33万円 + 27.5万円 × (被保険者数) 以下	223万円以下	195.5万円以下
2割軽減	33万円 + 50万円 × (被保険者数) 以下	268万円以下	218万円以下

※ 夫婦二人世帯で妻の年金収入80万円以下の場合における、夫の年金収入額。

後期高齢者医療の保険料軽減特例について

- 後期高齢者医療制度では、世帯の所得に応じた保険料軽減が設けられている(青色部分)。
- 制度施行に当たり、激変緩和の観点から、平成20年度以降毎年度、予算による特例措置を実施している(赤色部分)。
- 軽減特例の対象者は811万人、当該軽減に要する費用は、国費が606億円、地財措置が139億円。(平成30年度予算)



※ 保険料額は、平成30・31年度全国平均保険料率により算出。 ※ 所要額及び対象者数は平成30年度予算ベース。